

国内経済要録

◇輸出会議、昭和43年度輸出目標を決定

7月23日、昭和43年度上期輸出会議が開かれ、43年度の輸出目標を通関ベース対前年度実績比+18.5%の12,777百万ドルとすることを決定。なお、この目標額は政府の43年度経済見通しの輸出額を427百万ドル上回っている。また貿易外輸出(海運、航空、観光関係)の目標は、受取り1,252百万ドル(対前年度比+17.7%)、支払い2,111百万ドル(対前年度比+5.2%)、差引き859百万ドルの赤字(前年度は同943百万ドル)と定められた。

昭和43年度輸出目標

	目標額	対前年度比
農水産物	627	+ 4.3
鉄鋼	1,582	+ 13.1
重機械	3,271	+ 19.6
軽機械	2,270	+ 25.1
化学会品	887	+ 20.4
窯業建材	129	+ 7.5
軽工業品	1,377	+ 12.1
織維品	1,744	+ 6.8
紙・パルプ	114	+ 15.2
非鉄金属	179	+ 11.2
その他の	596	+ 140.3
合計	12,777	+ 18.5

◇金融制度調査会、民間金融機関に関する特別委員会の

「金利および金融機関の規模」に関する中間報告

金融制度調査会の民間金融機関に関する特別委員会は7月24日、「金利および金融機関の規模」についての中間報告を了承した。その概要次のとおり。

I 金利について

1. わが国の金利の現状

(1) 金利水準

諸外国の金利水準が近年上昇しつつあるのに対し、わが国の金利水準は傾向的に低下しつつあるため、両者の差は漸次縮小してきているが、なお、わが国の平均的水準は諸外国に比して高く、とくに長期貸出金利などでは、かなりの格差が認められる。その理由としては、基本的には資金の需給関係によるが、これらの資金供給の主体である金融機関の預金コストの高いこ

ともその一因としてあげられよう。

このような現状に対し、国際競争力を強化していくためにも、金融の効率化を促進することにより、さらに金利水準の引下げを推進していくことが緊要であると考えられる。

なおこれに関し、とくに短期金利については、表面金利と実質金利との差を少なくするとともに、実質金利の引下げを図るべきであるという意見がある一方、現在の金利水準は、需給の実勢に比べれば低く、ともすれば上がりがちであるので、当面は金利水準の引下げが可能であるかどうか問題なしとする意見もあった。

(2) 金利体系

わが国の金利体系は、漸次正常化の方向に進んでいるが、なお、コール・レートの高さが目立ち、また、長期金利も他の金利に比べて割高となっているなど、各種金利間の不均衡があると認められる。

(3) 金利の変動幅

一般的に、わが国の金利は公定歩合を含め諸外国に比して変動幅が小さい。

とくに、預金金利は硬直化しており、各種債券利回り、長期貸出金利についても同様の傾向がある。このような現状に対しては、金利機能の活用を強化するため、漸次、金利の弾力化を図るべきであり、変動幅を拡大していくことが必要であるとする意見が多くかった。さらに、わが国においては、金利水準の高さよりも金利の変動の硬直性が大きい問題であるとする意見、また、過度の低金利に固執することなく、弾力化に思い切った重点を置くべきであるとする意見もあった。

2. 金利機能の活用

(1) 金利が企業のコストなどに与える影響

わが国の企業の金利負担は諸外国に比べて重いので、金利の変動が企業のコストに与える影響は、わが国では無視できないとの意見が多くかった。

さらに、わが国の企業は、粗利潤に占める支払利息費用の割合が諸外国に比べて高いことから、企業の期待利潤率の低下に伴い、利子率の変動が企業の投資活動に影響を与える方向に進みつつあるという意見もあった。

なお、その程度については、製品価格の上昇に与える影響という面では原料費、労賃に比べるとそれほど大きくなないという意見があり、また、企業の投資意欲がなおむし盛なため、金利のわずかな変動ではこれを押えがたいという意見もあった。

(2) 金利の景気調整機能

わが国経済は、しばらくの間なお、いわば中高圧ともいるべき経済が続くことが予想されること、資本の自由化、国際通貨体制の動向などにより、わが国経済に及ぼす国際経済の影響は大きくなるとみられること、また、他方從来の金融政策の効果に各般の制約ができていていることなどから、今後金融政策は、さらにその効率的運営が期待されている。

このため、量的調整手段にあわせて、この際金利の景気調整機能のいっそうの活用を図ることが望ましいとの意見が多かった。

なお、これに関し、その具体的な方法については、他の量的調整手段と比較検討を行なうべきであるという意見があり、また、現状では、むしろ金利よりは量的規制で景気調整を図るべきであるという意見があった。

金利の景気調整機能の活用に関連して取り上げられた問題は、次のとおり。

イ. 公定歩合の変動幅の拡大と年利建ての採用

わが国の公定歩合の変動幅が諸外国に比べて小さいことの一因は、日歩建てを採用していることであるが、年利建てを採用することにより、変動幅を広げる可能性をふやすことが適当で、これがまた国際的慣習にも沿うことになるとの意見が一般であった。なお、公定歩合に年利建てを採用した場合、一般貸出金利等についても、年利建てを実施することが望ましいが、金融機関における事務負担増などの問題があるので、その実施に際しては、所要の準備期間を設けるなどの配慮を払うべきであるという意見があった。

ロ. 公定歩合と預資金利との関係

公定歩合の変動に対する金融機関の貸出金利の反応の度合いが最近鈍化していることに対して、その景気調整機能の強化を図るため、公定歩合の変動に対して、日歩預金の金利にある程度の連動性をもたらせるのが適当であるという意見が多かった。また、このことは同時に金融引締め期において、金融機関の収益が他動的に増加するという問題にもこたえることになるとの意見もあった。

なお、これについては、日歩預資金利に限らず定期性預資金利も連動させるべきではないかとの意見があった一方、定期性預金、とくに貯蓄性預金は本来安定的であるべきであり、その金利がひんぱんに変動することは、預金者の信頼感を失わせるおそれもあるとの意見があった。

ハ. 長期金利の弾力化

長期金利については、基本的には今後とも低下させて行く必要があるが、他面、景気調整策に基づく短期金利の変動に伴い長期金利の弾力化を図ることにより、その景気調整機能の活用を期することが必要であるとの意見が多かった。

なお、これに関連して、短期金利と長期金利との接点である公社債市場の機能が不完全であることが問題であり、この育成が急務であるとする意見も多かった。

一方、企業の設備投資などを計画的に行なう必要上、長期金利が安定していることが望ましく、この観点からは、長期金利の弾力化については慎重を期すべきであるとの意見があった。

(3) 金利の資金配分機能

金利の弾力化が実施されれば、資金配分については金利の裁定にゆだねられる部分が増大するという意見があり、また、金利の資金配分機能については、資金吸収面でかなり顕著にみられるとする意見と、貸出面については、金利の資金配分機能に期待することはむずかしく、金融機関の系列金融などにとらわれない中立性、協調性に待つべきであるという意見があった。

(4) 金利規制のあり方

わが国の金利には諸外国に比しかなりの規制が行なわれている。このような現状に対して、金融機関に適正な競争原理を導入するという観点から、なんらかの形で金利の規制を緩和して行くべきであるとする意見が多かった。

これに関連して、競争原理の導入は金利を中心とした競争であるべきであり、金利を規制しておいて競争が行なわれることから各種のむだな競争も発生するという意見、規制の緩和は、預金、貸出だけではなく、公社債発行条件等を含めたなるべく広い範囲で、金利体系全体として考えるべきであるとする意見、臨時金利調整法の改正ならびにこれに関連して独占禁止法との関係についても十分検討すべきであるという意見があった。

また、金利の硬直化は、わが国経済の体質に根ざしたもののであるので、前提条件として環境の整備が必要であろうという意見、現在の状態では、金利の規制を緩和すると過当競争を激化させるおそれがあるのではないかという意見や、現状では競争原理は、金利よりは、資産内容の健全化、経営の合理化の面で發揮すべきではないかという意見があった。

3. 金融機関のコスト

金融機関のコスト、とくに経費については、なお合理化の余地があると認められるので、金融機関は適正な競争原理を導入し、さらにコストの引下げを行なう必要があると考えられる。

これに関連して、金融機関のコスト意識をより明確にするため、部門別の原価計算方式の採用など経理面の改善を推進することが必要であるとの意見があり、さらに、過当競争に基づく過剰サービスや店舗の増設競争などを改めるべきであるとする意見、配当の自由化などにより銀行間の経営格差がもっと明確にされるべきであるという意見が述べられた。

II 金融機関の規模および数

1. 金融機関の規模

規模の利益については、金融機関についてもこれが認められるという意見が多かった。

なお、規模の利益は無限に続くものではなく、一定の限界があるのではないかとの意見、それぞれ異質かつ不完全な市場を対象とする異種の金融機関については、経営諸指標を単純に比較することは問題があるという意見、また、これに対し規模が大きくなりすぎると、企業に対する支配力増大や系列化の強化により、中立性公共性が失われる懸念があるとする意見、規模の上で効率化を求めるあまり、貸出の大口化により中小企業が疎外されることのないよう注意すべきであるという意見があった。

2. 金融機関の数

金融機関の数については、その店舗数とも関連して一般的に多すぎるのではないかという意見があり、また、店舗の数は、対個人サービスの強化その他利用者の立場からも考慮すべきであるという意見もあった。

3. 合併・提携

合併については、たとえば、電子計算機、店舗などの二重投資の回避など、国民経済的観点からみて規模のメリットを生かすような合併などは望ましいが、それは金融機関の自主的判断により行なわれるべきであるという意見が多かった。

また、当面は、多角的な業務提携のほうがより現実的でもあるので、合併の前段階としても提携を推進すべきではないかとの意見があった。

これらに関連し、合併については効率化という厳格な基準で判断されるべきであるという意見、規模の利益の点から合併等が必要であるのは、大規模銀行以外の各種金融機関ではないかという意見があった。

なお、これに対して、企業が大型合併によりその規模が大きくなつたからといって、ただちに金融機関も大型化すべきだとはいえない。金融機関の寡占化が進むことにより、有効競争の阻害、系列金融の強化その他の弊害が生ずるおそれもあるのではないかとの意見があつた。

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり改訂した。

買取手形 期 間	割 引 率			
	変更前 以 %	7月12日 降以 %	7月19日 降以 %	7月20日 降以 %
60日以内				5.5%
61日～120日以内	5.625	5.5	5.5	5.375
121日以上			5.375	5.375

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、上記ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、米ドル建輸入ユーチュンス金利(3ヶ月ものおよび6ヶ月もの)の最高限度を次のとおり改訂した。

	改 訂 前	7月13日以降	7月22日以降
	%	%	%
信用状つき	8.625	8.5	8.375
信用状なし	8.875	8.75	8.625

◇フランス・フラン建自行ユーチュンス金利の改訂

本邦外国為替公認銀行では、先般のフランスの政情不安に伴い、上記金利の決定方式につき6月17日以降暫定措置として米ドル資金調達コストを基準とし、これにドル・フラン・スワップコストを上乗せして適用金利を算出する扱いとしていたが(7月号「要録」参照)、最近フランス市中銀行からのフラン資金調達が進歩を見つつあることなどの事情にかんがみ、上記適用金利の決定にしおりフラン資金を原資とする場合の採算をも織り込むこととし、7月23日以降実施した。

ちなみに、23日以降の適用レートは次のとおり。

（従来方式による金利）	10.0% (11.0%)
自行ユーチュンス	10.25% (11.25%)